

令和6年第2回

西予市議会定例会議案

令和6年6月  
西予市

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第62号	財産の無償貸付について	1
議案第63号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	2
議案第64号	西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第65号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について	6
議案第66号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	14
議案第67号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)	別冊
議案第68号	令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第69号	令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第70号	令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第71号	令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
報告第2号	令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	17
報告第3号	令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	19
報告第4号	令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	23
報告第5号	令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	25
報告第6号	令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	27
報告第7号	専決処分事項の報告について	29

## 議案第62号

### 財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 記

#### 1 貸付する財産の表示

種 類	建物
名 称	旧俵津診療所
所 在	西予市明浜町俵津3番耕地228番地
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
貸付面積	128.98平方メートル
附属する設備・備品	一式

2 貸付期間 令和6年8月1日から令和11年7月31日まで

3 貸付目的 歯科診療所施設として利用

4 無償貸付の相手方 西予市野村町野村12号476番地  
米田歯科医院 米田 壮吾

#### 提案理由

西予市明浜町における地域歯科医療の確保のため、歯科診療所施設の用に供することを目的として、旧俵津診療所の一部を無償貸付するものである。

議案第63号

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

行政施策を推進するうえで厳しい財政状況が続くことに鑑み、特別職の職員の給与を減額する特例を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例(令和3年西予市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、令和3年4月1日から令和6年5月15日までの間(以下「特例期間」という。)において」を削る。

第2条第1項中「特例期間」を「令和6年6月28日から令和10年5月15日(令和6年6月28日に在職する市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日)までの間(以下「市長の特例期間」という。)」に改める。

第3条第1項中「特例期間」を「令和6年6月28日から令和8年3月31日(令和6年6月28日に在職する副市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日)までの間(以下「副市長の特例期間」という。)」に改める。

第4条第1項中「特例期間」を「令和6年6月28日から令和7年6月9日(令和6年6月28日に在職する教育長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日)までの間(以下「教育長の特例期間」という。)」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年6月28日から施行する。

議案第64号

西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

西予市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市野村第1駐車場の供用を開始するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市駐車場条例の一部を改正する条例

西予市駐車場条例(平成16年西予市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項後段を削る。

別表西予市野村第1駐車場の項中「西予市野村町野村12号617番地1」を「西予市野村町野村12号619番地1」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 議案第65号

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 記

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 管理を行わせる<br>施設の名称及び<br>所在地 | 別紙のとおり  |
| 2 指 定 管 理 者                 | 東京都千代田区平河町二丁目6番3号<br>公益社団法人 地域医療振興協会<br>理事長 吉新 通康 |
| 3 指 定 期 間                   | 令和7年4月1日から<br>令和17年3月31日まで                        |

### 提案理由

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。



別紙

管理を行わせる施設の名称	管理を行わせる施設の所在地
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地 1
西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 号53番地
西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	西予市野村町野村 9 号47番地 3

## 議案第65号 参考資料

### 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者候補の概要

#### 1 管理施設

名 称	所 在 地
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地
西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	西予市野村町野村9号47番地3

#### 2 指定管理者候補の概要

##### (1) 名称等

団 体 名 公益社団法人 地域医療振興協会  
住 所 東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
代表者名 理事長 吉新 通康

##### (2) 組織(令和6年3月31日現在)

役員数 理事20名(常勤17名、非常勤3名)、監事2名  
会員数 正会員1,629名、準会員4名

##### (3) 設立年月日 昭和61年5月15日

##### (4) 設立目的

全国のへき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。

##### (5) 主な事業

- ① 医学生のへき地医療研修活動の指導
- ② へき地医療における診療活動基準の研究と確立
- ③ 総合医の確立及び養成
- ④ 医療情報の提供
- ⑤ 地域保健医療に関する研究会及び講習会の開催
- ⑥ へき地等に勤務する医師等の職業紹介及び派遣
- ⑦ 関係行政機関との連絡、調整
- ⑧ 会報・会誌の発行

- ⑨ へき地等に勤務する医師の確保等へき地等の医療(介護を含む。)を支援する病院等の開設及び運営管理の受託
- ⑩ 前号の病院等と連携し又は同病院等を運営する上で必要とする社会福祉事業の実施
- ⑪ へき地等の医療を支援する病院等に勤務する看護師等を養成するための学校の設置、運営等の事業
- ⑫ その他上記の目的を達成するために必要な事業

### 3 3施設の運営方針

「いついかなる時でも医療を受けられる安心を、すべての地域の方々にお届けしたい」という信念のもと、自治体からの委託等を受けて病院、診療所及び保健医療福祉複合施設の運営を行っている。令和6年1月現在では、26病院のうち20病院の指定管理者として自治体より運営を任せられている。病院以外にも、診療所、複合施設など全85施設(看護学校2施設除く。)のうち、自治体からの指定管理施設は68施設となっている。上記を踏まえ、

- ① 西予市立西予市民病院・西予市立野村病院をはじめ公立病院は、持続可能な地域医療の確保や多様化する患者ニーズに対応する社会的使命を果たすことが求められている。しかしながら、多くの公立病院は、少子高齢化や人口減少、社会保障制度の変化や医師不足などにより、経営状況の悪化や医療提供体制の維持について厳しい状況になっている。

特に西予市においては、他の地域よりも生産年齢人口が著しく減少しているほか、全国的には高齢者人口が増加傾向にあるなか、西予市においては、高齢者人口も減少している地域にある。

このような社会情勢により、医師、看護師等の医療従事者の確保が困難となりつつあるなか、少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化に対応するなど、西予市の3施設の運営は非常に厳しい環境下にあるため、より一層の安定した施設経営・強化の取り組みを図り、西予市において、持続可能な地域医療体制を構築することが必要となる。

- ② 持続可能な地域医療体制の構築に向け、西予市民病院、野村病院、つくし苑の一体的な運営を行うため、医療人材を集約化し、3施設の適切な役割分担・機能分化を図る。
- ③ 西予市の住民の皆様が住み慣れた環境の中で安心して生活できるように、西予市の医療行政と両輪となって、将来を見据えた課題に対して立ち向かっていくことが必要と考える。そのためにも、西予市と密

接に連携を図り、医療人材の確保対策や地域住民の地域医療への理解を得ることなど、協力して施設の管理運営を行う。

- ④ 西予市を取り巻く社会情勢の変化と合わせ、今年度より実施される「医師の働き方改革」などの医療制度改革を踏まえ、地域や社会の状況の変化に適切に対応した運営に努める。
- ⑤ これまでの経験を活かし、地域の関係機関との連携を図り、地域の中核的な医療機関として、地域住民の方々に対して信頼される質の高い医療サービスの提供に努めるとともに、公立病院の責務を念頭におきながら、全力で取り組む。

#### 4 地域医療振興協会の提案の概要について

##### (1) 職員の確保

医師・看護師その他職員の採用及び配置計画

- ① 全国的に医師不足が深刻な状況となっている中、医師確保、増員については、非常に困難が予想されることから、現在勤務されている医師については引き続き勤務して頂けるように依頼し、大学医局、県の派遣については、派遣継続を依頼する。
- ② 上記の他、現地での医師募集や当協会からの派遣調整を図る。
- ③ 医師確保は医療サービスの根源と考え、西予市の3施設においては、協会内の重要基幹の一つとして、地元の関係大学等の理解と協力を頂きながら、協会を挙げて運営に取り組む。
- ④ 指定管理者として決定した場合、準備室を開設し人員確保に着手する。まずは、現在勤務する医療職の職員のうち、引き続き勤務の希望がある方の採用について、当協会の就業規程に基づき、職種別の配置計画等に応じて優先的に採用する。
- ⑤ 収支計画における職員配置計画は、現段階の職員数をベースに策定しているため、今後の各職種の職員数の増減、あるいは指定管理者制度移行後の職員確保状況の結果によっては、職員配置計画を見直すことがある。また、職員配置計画の見直しによっては、一部の診療・介護機能の提供について修正する可能性がある。
- ⑥ 診療報酬改定による病院・施設機能の変更、取得する施設基準の内容に応じて、職員の増員又は異動などにより対応する場合がある。診療報酬改定等の医療制度に応じながら、医療機能を維持、向上できるよう努める。
- ⑦ 職員の確保、配置計画のうち、一部業務においては、経営の効率化

を踏まえ、現在雇用されている職員によって提供されている給食、ボイラー等の施設管理、清掃等の業務は、専門の委託業者を活用する。現在勤務されている職員が、当該委託業者への就職等を希望する際は、当該業者に採用の要請を行う。

## (2) 人的基盤

- ① 協会本部に看護師採用部門があり、全国各地で採用活動を行うほか、看護学校(2施設)の運営を行っている。
- ② 看護職員数は、約4,200名(令和6年4月時点)おり、全国各地への支援体制を構築している。
- ③ 医師においても、看護師同様に派遣体制を構築している。
- ④ 協会の会員医師、支部組織との連携を図り、医師の確保を図っている。
- ⑤ 基幹型臨床研修指定病院を9施設運営しており、地域医療を担う医師の育成のほか、高度先進医療の医療ニーズに応えることができる資質の面でも、優れた専門医の育成、人材確保に努める。
- ⑥ 全国のへき地医療情報ネットワーク(へき地ネット)を運営し、へき地の医師確保対策や地域医療の再研修事業等を行い、地域医療を目指す医師、医学生等の支援を行っている。
- ⑦ オレゴン健康科学大学への海外研修制度がある。研修制度の充実化を図り、国際交流を通じて、キャリアアップする場を設け、医師の確保及び質の向上を行っている。
- ⑧ 2015年より特定ケア看護師(NDC)の育成事業を行い、令和6年現在では、61名が修了し、地域で活躍している。

## (3) 西予市民病院への二次救急の集約

- ① 救急医療体制を維持するには医療従事者の維持、確保が必要となるが、西予市は生産年齢人口が著しく減少しており、医師、看護職等の確保が課題となっている。さらには、2024年度からの医師の働き方改革により医師の時間外労働の上限規制により、休日、夜間の体制、配置数が従来通りにならない可能性がある。西予市において持続可能な救急医療体制を維持、確保するためにも、野村病院の二次救急当番日を西予市民病院に集約し、限られた医療資源を最大限に活かしつつ、救急医療体制の維持、確保に努める。
- ② 三次救急医療や高度急性期医療においては、隣接する宇和島医療圏や松山医療圏の医療機関に委ね、市内の一次、二次救急医療に対応できるよう体制整備を図る。また、高齢化の進展に伴う複数の合併症・

併存症など、複雑化する救急医療に対応するためには、八幡浜・大洲医療圏並びに隣接する宇和島医療圏などの医療機関を含めた「広域連携」が必要と考えられる。特に野村病院の二次救急当番日を西予市民病院に集約した場合の外科体制を維持することは困難なため、県や医師会、医療圏内の医療機関との連携・分担体制について協議し、変更する必要がある。

- ③ 西予市は高齢化率が高く、今後さらに高齢化の進展により、救急搬送件数及び入院患者の増加が見込まれる。また、高齢者は複数の疾患を有する患者が多く、生活習慣病等の慢性期疾患患者の増加が見込まれることから、特定の疾患・臓器に限定せず、幅広い診療を行う総合診療と各専門診療との連携がより一層求められる。地域の住民が安心して暮らしていけるよう、救急医療の充実に努める。

#### (4) 各施設の規模・機能等

##### 【西予市民病院】

- ・ 1病棟は回復期リハビリテーション病棟とし、その一部を病室単位で、地域包括ケア病床を導入する。
- ・ 2病棟は急性期病棟とし、10対1看護とする。
- ・ 現在、休棟している3病棟は療養病棟として開棟する。
- ・ 診療科目は、現在開かれている診療科について当面、継続する。ただし、非常設診療科については、運営後の状況により変更する可能性がある。
- ・ 救急医療は二次救急とし、現在の野村病院の当番日も含めて、西予市民病院で担当する。(ただし、外科系当番については、近隣の救急病院との連携・分担により対応する場合がある。)
- ・ 人工透析は継続とする。

##### 【野村病院・つくし苑】

- ・ 野村病院は無床診療所とする。
- ・ (仮称)野村診療所の診療科については、内科と整形外科を中心とし、現在の非常勤医師による外来診療も当分の間、継続する。
- ・ 訪問看護ステーションを設置する。
- ・ 老人保健施設(100床)と通所リハビリテーション(定員35人)を維持する。
- ・ 西予市全体の要介護者数の減少が見込まれる中でのつくし苑の運用について、状況を見ながら継続的な検討が必要
- ・ 野村病院の病棟を廃止することにより生じるスペースは、介護系の

施設(看護小規模多機能、サービス付き高齢者住宅など)への転用を考慮する。

- ・ 以下のサービスを一体的に提供することで、看護小規模多機能の代替機能を提供することも考えられる。

泊り = つくし苑での短期入所

通い = つくし苑での通所リハビリテーション

訪問 = 訪問看護ステーションの充実

## (5) 経営改善

### 【収入対策】

- ① 病床稼働率を向上させるため、急性期、回復期、慢性期の病床機能を活用し、患者の疾患等に応じて適切な病床に受け入れられる体制を構築する。
- ② 診療報酬改定を踏まえ、地域のニーズや患者の疾患構成、職員数等に応じて、病床機能を一部転換させるなど、医療情勢を考慮しながらサービス向上と収入確保の両立に努める。
- ③ 3施設の職員配置を適正化し、効率的な運営に努める。
- ④ 地域医師会と良好な関係を構築し、紹介患者の増加など、増収対策に努める。
- ⑤ 協会本部の経営指導委員会の指導を受け、適正な診療報酬請求、施設基準にかかる増収対策等の支援を得ながら経営改善に努める。

### 【費用対策】

- ① 年度期首までに事業計画、収支・経費計画を立案し、それに基づいて物品購買、委託契約を行い、計画内の経費運用に努める。
- ② 購入物品の価格が適正であるかどうかを確認し、高額品の場合は複数の見積書を比較し最低価格品の購入を行う。
- ③ 医薬品及び診療材料については、当協会運営施設と共同購入(シェアードサービス)を実施し、スケールメリットを活かした、より安価な購入単価の実現に努める。
- ④ 現状の材料費、委託費、設備関係費、経費等を把握、分析し、適正化を図る。

議案第66号

西予市過疎地域持続的発展計画の変更について

西予市過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

新規事業の追加に伴い、西予市過疎地域持続的発展計画を変更するものである。



西予市過疎地域持続的発展計画の新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>【計画書38ページ】</p> <p>第6．生活環境の整備</p> <p>1．水道施設</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>略</p> <p>(2) その対策</p> <p>平成22年度に策定した西予市水道ビジョンに基づき、水道事業の目指すべき姿と具体的な方策を示し、具体的な老朽施設の早急な改修整備を行うとともに、市全体の実態把握に努め、経営基盤の強化を図ってきましたが、人口減少が進む中、水道事業の更なる経営安定が必要となっています。</p> <p><u>特に小規模集落における水道については、人口減少、少子高齢化が加速する中、水道料金収入も減少するなど、財政的、人的にも困難に直面しており、存続に危惧している状況の中、持続的な給水モデルを確立するため実証事業を行い、その課題解決につなげることをとしています。</u></p> <p><u>なお</u>、市では、令和2年度に「西予市上水道事業経営戦略」及び「西予市簡易水道事業経営戦略」を策定し、人口減少が進行する中においても、健全かつ安定的な水道事業の運営を図ることとしています。</p>	<p>【計画書38ページ】</p> <p>第6．生活環境の整備</p> <p>1．水道施設</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>略</p> <p>(2) その対策</p> <p>平成22年度に策定した西予市水道ビジョンに基づき、水道事業の目指すべき姿と具体的な方策を示し、具体的な老朽施設の早急な改修整備を行うとともに、市全体の実態把握に努め、経営基盤の強化を図ってきましたが、人口減少が進む中、水道事業の更なる経営安定が必要となっています。</p> <p>そのため市では、令和2年度に「西予市上水道事業経営戦略」及び「西予市簡易水道事業経営戦略」を策定し、人口減少が進行する中においても、健全かつ安定的な水道事業の運営を図ることとしています。</p>

【計画書42、43ページ】

7. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	送配水管布設替事業 φ75 mm L=600m	西予市	

-42-

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	<u>(1)水道施設 その他</u>	<u>持続的給水モデル実証事業</u>	<u>西予市</u>	
	(2)下水処理施設 公共下水道	宇和处理区公共下水道整備事業 公共下水道事業	西予市	
		三瓶地区雨水公共下水道事業	西予市	

略

【計画書42、43ページ】

7. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	送配水管布設替事業 φ75 mm L=600m	西予市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	宇和处理区公共下水道整備事業 公共下水道事業	西予市	

-42-

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道	三瓶地区雨水公共下水道事業	西予市	

略

報告第2号

令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告します。

令和6年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
9 消防費	1 消防費	消防本部署庁舎建設事業	1,438,998,000	571,249,000	0	571,249,000	345,500,000	225,749,000	225,749,000	75,000	0	214,300,000	11,374,000

報告第3号

令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告します。

令和6年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
2 総務費	1 総務管理費	野村支所庁舎建設事業	194,530,000	108,617,808	0	9,531,000	92,100,000	0	6,986,808
		情報システム管理運用事業	326,937,000	19,877,000	0	19,877,000	0	0	0
	8 地域振興費	周木地区地域づくり活動センター整備事業	231,538,000	231,538,000	0	107,455,000	0	104,900,000	19,183,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設整備事業	110,000,000	110,000,000	0	0	0	90,000,000	20,000,000
		物価高騰対応重点支援事業（社会福祉費）	464,438,000	3,225,386	0	3,225,386	0	0	0
		低所得者支援給付金支給事業（均等割のみ世帯・こども加算）	169,708,000	38,620,185	0	38,620,185	0	0	0
4 衛生費	4 水道費	水道事業会計繰出事業	43,556,000	11,222,000	0	0	0	0	11,222,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産配合飼料価格高騰対策支援事業	211,140,000	60,792,623	0	60,792,623	0	0	0
		県単独土地改良事業	15,202,000	3,244,000	29,000	0	0	3,200,000	15,000
		ため池等農地災害危機管理対策事業	24,563,500	12,645,000	0	9,100,000	0	0	3,545,000
		明浜ふるさと創生館管理運営事業	29,581,000	16,539,600	0	0	16,500,000	0	39,600
	2 林業費	林業振興費庶務事業	20,330,850	8,117,180	0	7,878,000	0	0	239,180
		県単独林道整備事業	50,000,000	15,200,000	0	0	15,200,000	0	0
		林業専用道横松線開設事業	27,000,000	16,400,000	0	9,020,000	6,745,000	0	635,000
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	56,100,000	40,000,000	0	20,000,000	0	20,000,000	0
		長早漁港海岸高潮対策事業	65,000,000	39,800,000	80,000	25,870,000	0	11,200,000	2,650,000
		海岸メンテナンス事業	15,600,000	2,842,000	34,000	1,848,000	0	500,000	460,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
		漁村再生交付金事業	24,000,000	18,544,000	83,000	12,369,000	0	6,000,000	92,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業（商工費）	91,709,500	88,527,242	0	67,493,000	0	0	21,034,242
8 土木費	1 土木管理費	がけ崩れ防災対策事業	101,000,000	40,900,000	0	20,700,000	11,250,000	5,500,000	3,450,000
	2 道路橋梁費	道路橋梁維持修繕事業	43,581,000	9,151,300	0	0	0	0	9,151,300
		市道古市宮田線改良事業	4,600,000	1,235,000	17,000	214,000	0	700,000	304,000
		市道平岩線改良事業	82,000,000	52,749,413	99,413	26,150,000	0	25,500,000	1,000,000
		市道上駄馬クズノ川線改良事業	71,000,000	42,158,685	78,685	20,080,000	0	21,900,000	100,000
		市道旧町地区63号線改良事業	24,000,000	12,738,000	69,000	5,869,000	0	6,800,000	0
		市道朝立1号線改良事業	55,200,000	35,200,000	0	14,150,000	0	21,000,000	50,000
		橋梁長寿命化修繕計画策定事業	77,000,000	55,776,000	14,000	34,611,000	0	21,100,000	51,000
		橋梁補修事業	53,000,000	25,300,000	5,000	21,942,000	0	3,300,000	53,000
		橋梁新設・撤去事業	86,300,000	86,300,000	0	41,400,000	0	41,400,000	3,500,000
	3 河川費	河川維持事業	30,579,000	16,800,000	0	0	0	0	16,800,000
	5 都市計画費	野村地区都市再生整備計画事業	237,583,000	110,645,182	51,182	46,209,000	0	59,800,000	4,585,000
		三瓶地区雨水公共下水道事業	164,000,000	76,118,000	50,000	34,275,000	0	34,200,000	7,593,000
	6 住宅費	地域住宅交付金事業	112,385,000	16,515,000	1,744,000	0	0	14,700,000	71,000
		危険空家除却事業	33,989,000	8,320,000	0	0	0	0	8,320,000
小規模住宅地区等改良事業		92,279,000	53,073,000	61,800	25,900,000	0	27,100,000	11,200	
9 消防費	1 消防費	消防団施設整備事業	29,808,000	16,200,350	0	0	0	14,600,000	1,600,350

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	98,995,000	6,050,000	0	0	6,000,000	0	50,000
	7 保健体育費	体育施設維持管理事業	39,406,673	1,210,000	0	0	0	0	1,210,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地災害復旧事業（現年度）	24,276,000	14,454,000	0	12,739,000	94,000	300,000	1,321,000
		農業用施設災害復旧事業（現年度）	212,123,000	181,946,340	91,463	176,716,186	190,800	500,000	4,447,891
		林業用施設災害復旧事業（現年度）	298,881,000	205,739,000	32,900	167,356,000	2,393,000	5,000,000	30,957,100
	6 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁河川災害復旧事業（過年度）	135,500,000	92,740,172	63,000	49,594,000		13,800,000	29,283,172
		計	4,278,419,523	2,007,071,466	2,603,443	1,090,984,380	150,472,800	553,000,000	210,010,843



報告第4号

令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告します。

令和6年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源			
8	土木費	5	都市計画費	三瓶地区雨水公共下水道事業	380,408,000	54,100,000	326,308,000	0	326,308,000	0	326,254,000	54,000	工事請負費において、当初想定より湧水が多量に発生し、地盤改良調査・対策に不測の日数を要したため繰越となった。
11	災害復旧費	1	農林水産施設 災害復旧費	農地災害復旧事業 (現年度)	15,030,000	13,611,000	1,419,000	426,000	1,845,000	0	1,780,020	64,980	工事請負費において、工事用道路の利用にあたり他事業との調整に不測の日数を要したため繰越となった。
		6	公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁河川災害復旧事業 (現年度)	126,329,000	80,129,000	46,200,000	23,100,000	69,300,000	0	46,973,000	22,327,000	工事請負費において、地権者死亡による相続人との再交渉に不測の日数を要したため繰越となった。

報告第5号

令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和6年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						負担金	企業債	補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業に伴う配水管布設替工事	40,000,000	0	40,000,000	20,000,000	0	0	20,000,000	0	0	宇和給水区域における公共下水道事業に伴う配水管布設替工事について、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。
		水道施設監視システム更新工事	33,669,000	0	33,669,000	0	22,400,000	11,222,000	47,000	0	0	明浜給水区域における水道施設監視システム更新工事について、電線・ケーブル類の需要拡大の影響に伴う資材の納品遅延により不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。
		津布理浄水場整備事業	73,348,000	0	73,348,000	0	73,300,000	0	48,000	0	0	三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業について、半導体不足の影響に伴う資材の納品遅延により不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。

報告第6号

令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和6年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金					
1	資本的支出	1	建設改良費	管渠整備事業	162,904,000	0	162,904,000	49,500,000	61,000,000	19,125,000	33,279,000	0	0	管渠整備の道路占用協議に不測の日数を要し工事の着工が遅れ、広域化（農集統合）の農集処理施設の跡地利用・機械設備の配置等の施工条件等の検討に不測の日数を要したため繰越するもの。

## 報告第7号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する処理の報告  
について

番号	発生部局	決定日	損害賠償及び補償の額	事件の概要
1	生活福祉部 健康づくり 推進課	R5. 10. 16	17,760円	令和5年6月14日、西予市民病院にて、誤って認められていない7回目の新型コロナワクチン接種を実施し、相手方の上腕部に筋肉注射による損傷を負わせたもの。
2	総務部 財政課	R5. 11. 10	195,049円	令和5年10月3日、宇和町さくら団地の未分譲地にて草刈機による草刈作業を実施したところ、飛び石が近くに停車していた一般車両に当たり、当該車両のフロントガラスを損傷させたもの。
3	野村支所 産業建設課	R5. 12. 15	145,772円	令和5年10月19日、野村町長谷にて、市道(アスファルト舗装)の陥没が発生し、3トントラックの前輪が陥没した穴に落ち、当該車両を損傷させたもの。